３．試験実施機関　一般社団法人マンション管理業協会
〒105―0001　東京都港区虎ノ門１―13―３（虎ノ門東洋共同ビル２Ｆ）　電話番号　03―3500―2720
４．出題の根拠となる法令等　出題の根拠となる法令等は、令和７年４月１日現在で施行されているものとする。
５．受験申込手続
①　受験申込案内書　令和７年８月１日（金）から令和７年８月29日（金）まで、一般社団法人マンション管理業協会の本部・支部、国土交通省（各地方整備局等を含む）、都道府県、政令指定都市等において配布する。
②　受験申込方法　受験申込の必要事項を③の受付期間内に一般社団法人マンション管理業協会所定のWeb申込画面に入力する方法（以下「Web申込」という。）又は受験申込案内書に同封されている受験申込書等を③の受付期間内に案内書に記載された宛先に郵送する方法（以下「郵送申込」という。）。
③　受付期間　Web申込は令和７年８月４日（月）から令和７年９月30日（火）まで。郵送申込は令和７年８月１日（金）から令和７年８月29日（金）まで。（当日消印有効）
６．受験手数料　8,900円
７．合格者発表等　令和８年１月16日（金）に、Web申込者には、一般社団法人マンション管理業協会所定の個人のWeb画面上でその者の合否を通知する。郵送申込者には、一般社団法人マンション管理業協会から合否通知を送付する。
また、一般社団法人マンション管理業協会ホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

# 公　告

## 諸　事　項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年６月４日
東北地方整備局長　西村　　拓
１　処分をした年月日　令和７年５月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社センテック　佐々木喜久男　宮城県仙台市太白区西中田５丁目21番３号　国土交通大臣許可（般―02）第23803号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年５月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

### 宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。
令和７年６月４日
北海道開発局長　坂場　武彦
１　商号　株式会社ＴＲＩＯＮ建設
２　代表者氏名　国本　将之
３　主たる事務所の所在地　北海道札幌市中央区南10条西10―１―20さくらビル４Ｆ
４　免許証番号　大臣（１）第10514号
５　免許年月日　令和５年９月11日

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告